



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

■受付期間：通年 ※認定は、随時行います。

■対象要件

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること

■主な審査項目：

- ・時差出勤やテレワークなど多様な働き方を実現する制度があるか
- ・業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいるか
- ・労働時間数、年次有給休暇の取得率、離職率、男性の育児休業取得率などの数値が優れているか

「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で検索！



いばらき女性活躍
働き方応援協議会



推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取組を行っている企業

【メリット】令和6年6月現在

- ・「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」とする）で推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となっています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目となっています。

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】令和6年6月現在

- ・働き方改革に取り組む優良企業として、自社をPRできます。
- ・「ポータルサイト」で優良企業として公表します。
- ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、リーフレットやセミナーにより、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となっています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目となっています。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス!

認定の流れ

申請
無料

- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の「ポータルサイト」をご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～11の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。
※認定まで、おおむね1か月程度かかります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を「ポータルサイト」等で公表

①：認定企業の名称、所在地 ②：働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。
※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。



申請方法

- 下記申請書類を作成の上、メールでご提出ください。

令和7年4月1日から、会員申込書の様式を改正したため、下記ポータルサイトに掲載されている様式をご使用ください。
また、原則メールでの提出をお願いいたします。

- 申請書は、ポータルサイト（下記 URL）よりダウンロードしてください。

<https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/certification.html>



※「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先・問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※提出方法はメール申請のみとなります。